

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国外1名

文書提出命令申立書

令和5年1月23日

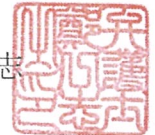
東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村 尚



弁護士 我 妻 崇 明



弁護士 山 城 在 生



弁護士 三 木 隼 輝



上記当事者間の頭書事件について、原告らは、以下のとおり文書提出命令の申立てをする。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

1 文書の表示

下記事件（以下、「本件刑事事件」という。）において、検察官から弁護人に交付された「供述調書及び証拠書類一覧表」（別紙2）記載の証拠のうち、2544番から2560番までの書類（捜査メモ複写報告書）の原資料である捜査メモ（以下、「本本文書」という。）

記

- ・事件番号 令和2年特（わ）第858号
- 事件名 外国為替及び外国貿易法違反被告事件
- 被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋~~静~~夫、島田順司
- ・事件番号 令和2年特（わ）第1327号
- 事件名 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件
- 被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋~~静~~夫、島田順司

以上

2 文書の趣旨

本本文書は、本件刑事事件に関して警視庁公安部が作成した捜査メモのうち、警視庁公安部が、平成29年10月から平成30年2月までの間に、経済産業省または一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）（以下、総称して「経産省等」という。）の職員から聴取した内容が記載されたものである。

3 文書の所持者

被告東京都（警視庁）

4 証明すべき事実

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）第2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件（以下、「本件要件ハ」という。）に関する、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈及び運用に関する以下の事実

- (1) 経済産業省が、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥器をわが国における輸出管理規制の対象に追加した際、本件要件ハに関して別紙1記載の1～3の各解釈（以下、「本各解釈」という。）を行う旨を明示的に公表するなど、事業者向けに周知するための措置を講じたことはなかったこと。
- (2) 経済産業省が、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥器をわが国における輸出管理規制の対象に追加した後、平成30年2月21日までの間において、大川原化工機株式会社に対し、経済産業省として本件要件ハに関して本解釈を行う旨を通知するなど、本各解釈を知らしめるための措置を講じたことがなかったこと。
- (3) 経済産業省の職員は、平成29年10月6日、同月13日、同月27日、同年11月2日、同月7日、同年12月1日、同月5日、同月8日、平成30年1月16日、同月26日及び同年2月2日に警視庁公安部職員と面談（12月5日については電話）し、大川原化工機株式会社製噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する貨物か否かに関する相談を受けた際（以下、「本件打合せ」という。）に、警視庁公安部職員に対し、経済産業省として本各解釈（1～3）に従って運用している旨を回答したことはなかったこと。
- (4) 本件打合せにおいて、経済産業省職員から警視庁公安部職員に対し、次のような趣旨の発言がなされたこと。
- ① 本件要件ハに関する貨物等省令の定めが曖昧である旨の発言
 - ② 経済産業省において本件要件ハの「殺菌」の解釈を明確に定めていない旨の発言
 - ③ オーストラリアグループ参加国において乾熱殺菌をもって規制該当としている国は他にない旨の発言
 - ④ 他国との調和なく我が国だけ突出した規制を行うことに否定的な発言
 - ⑤ 乾熱殺菌につき、温度が上がりにくい箇所があるのではないかとの疑問

を呈する発言

⑥ 噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法上のリスト規制に基づく許可を申請した例は、当該聴取の時点において、 によるもののみであり、 以外の他のメーカーからの許可申請は一度もなされたことがなかった旨の発言

⑦ 本件要件ハの趣旨は曝露防止であり、規制該当というには粉体の曝露を防止できる必要がある旨の発言

5 文書提出の義務の原因

民事訴訟法 220 条 3 号 後 段

本件文書は、刑事訴訟法 47 条 所 定 の 「 訴 訟 に 関 す る 書 類 」 に 該 当 し う る 文 書 であるが、これに該当する文書であっても、当該文書が民訴法 220 条 3 号 後 段 所 定 の い わ ゆ る 法 律 関 係 文 書 に 該 当 し、かつ、当該文書の保管者による提出の拒否が、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる被告人、被疑者等の名誉、プライバシーの侵害等の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、当該保管者の有する裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものである場合には、裁判所はその提出を命じることができると解されている（最三決平成 16 年 5 月 25 日・民集 58 卷 5 号 1135 頁）。

そして、以下に述べるとおり、本件文書は法律関係文書に該当し、かつ、保管者である被告東京都による提出の拒否は、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものである。

(1) 法律関係文書に該当すること

警視庁は、経済産業省に対し、平成 30 年 8 月 3 日 付 け 「 捜 査 関 係 事 項 照 会 書 」 （ 以 下、 「 本 件 照 会 書 」 と い う 。 ） を も っ て、本件噴霧乾燥器 1（RL-5）が、平成 28 年 6 月 2 日 の 輸 出 当 時、本件省令に該当する貨物か否かについて照会を行い（丙 2）、これに対し、経済産業省は、同月 10 日 付 け 「 捜 査

関係事項照会書に対する回答について」（以下、「本件回答書」という。）をもって、同機が当該輸出時点において本件省令に「該当すると思われる。」と回答している（丙3）。

本件照会書及び本件回答書は、平成30年10月3日に原告会社の複数拠点に対して一斉に行われた搜索差押（甲28の1～28の5）にかかる搜索差押令状請求書の関連資料としてその写しが裁判所に提出され、また、令和2年3月11日に行われた原告大川原らの逮捕にかかる逮捕状請求書の関連資料としてその写しが裁判所に提出され、これにより原告らの財産ないし身体を自由を制約して、原告らにこれを受忍させるという原告らと東京都との間の法律関係を生じさせることとなった。

しかるに、本件文書は、本件照会書及び本件回答書の作成に先立つ平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部と経済産業省及びC I S T E Cとの間で13回にわたり実施された打合せの内容を記載した文書であるから、本件噴霧乾燥器1の輸出当時における経済産業省による本件省令の解釈及び運用を明らかにし、本件刑事事件における搜索差押ないし逮捕の適法性を基礎付けるために作成された資料である。

なお、本件文書自体が搜索差押ないし逮捕に際して裁判所に提出されていたか否かは明らかでないが、仮に裁判所に提出されていなかったとしても、警視庁公安部は、搜索差押ないし逮捕を目的として経済産業省と打合せを重ねており、本件文書はその内容を記載したものであるから、搜索差押ないし逮捕によって原告らと東京都との間に生じた法律関係に関連して作成されたものといえる（通報時刻等報告書について逮捕状請求の際に裁判所に提出されていなかったとしても逮捕の適法性を明らかにするために作成されたものであることを理由に法律関係文書に該当するとした裁判例として、大阪高決平成30年5月10日・最高裁判所民事判例集73巻1号58頁をご参照）。

（2）被告東京都による提出の拒否は、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するもので

あること

ア. 本件文書は、本件訴訟における原告らの立証に必要不可欠であること

本訴訟においては、本件要件ハの「殺菌することができる」について明確な解釈を有せず運用をしておこなった経済産業省に対し、独自の解釈を押し付け、事実を捻じ曲げ、不利な証拠を隠して立件を強行した警視庁公安部による捜査の違法性が論点であるところ、捜査初期段階の平成29年10月から平成30年2月における警視庁公安部と経済産業省の打合せの内容を記した捜査メモは、本件噴霧乾燥器の輸出当時に経済産業省が本件要件ハについていかなる解釈運用を行っていたかを具体的かつ詳細に明らかにする点において、本訴訟の争点に関する原告らの立証に必要不可欠な文書である。

この点、被告東京都は、原告らが本件文書について行った文書送付嘱託申立に対する意見として、経済産業省による本件要件ハの解釈運用は安保管理課の■■■■課長補佐及び■■■■課長補佐の供述調書（丙4、10）、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛の回答（丙25）、及び安保管理課長作成の調査嘱託回答によって明らかになっているとして、「これら以上に経済産業省の一職員からの聴取内容を明らかにする必要性は認められ」ないと主張した。

しかし、原告らが令和4年11月7日意見書において述べたとおり、本件噴霧乾燥器が輸出されたのは平成28年5月及び平成30年2月であるところ、警視庁公安部と経済産業省との打合せは、捜査初期段階において頻繁に行われたものであるから、その打合せの内容を書き留めた本件文書には、本件噴霧乾燥器の輸出当時における経済産業省の滅菌・殺菌に関する解釈運用の実態が率直かつ詳らかに記載されていることが強く推認される。

他方、■■■■課長補佐の供述調書（丙4）は令和元年6月14日、■■■■課長補佐の供述調書（丙10）は令和元年10月17日に作成されたものであって、本件噴霧乾燥器の輸出から相当期間を経過している上、刑事訴訟における検察官側の立証のために作成された書面であるから、事後的な理論武装を施されている余

地が十分にある。ましてや、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛の回答（丙25）、及び安保管理課長作成の調査嘱託回答に至っては、本訴訟の提起後に、被告国の職員が作成した書面であるから、本件噴霧乾燥器の輸出当時の経済産業省の解釈運用の実態に関する証拠としての価値に乏しいといわざるを得ない。

また、被告東京都は、C I S T E Cの職員からの聴取内容は明らかにする必要性はないとも主張するが、C I S T E Cの職員である訴外■■■■氏らがAGへの参加、国内法の制定、及び運用において経済産業省と密に連携して同省をサポートしていたことは、同氏の供述調書（丙A18）から明らかである。

従って、捜査初期段階における警視庁公安部とC I S T E C職員との打合せの内容を記した捜査メモは、経済産業省の捜査メモと同様、当時経済産業省が本件要件ハについていかなる解釈運用を行っていたかを明らかにする点において、本訴訟の争点に関する原告らの立証に必要不可欠な文書である。

イ 本件文書が開示されることによる本件刑事事件の被告人の名誉、プライバシーの侵害等の弊害発生のおそれが一切ないこと

本申立は、本件刑事事件の被告人であった原告大川原、原告島田、原告相嶋の遺族、及び原告会社によるものであるから、本件文書の記載内容にかかわらず、本件刑事事件の被告人の名誉、プライバシーの侵害は特段問題とならない。

また、本件刑事事件は、令和3年7月30日付けにて検察官が公訴を取り消し、同年8月2日に公訴棄却により終了しているから、本件文書が開示されても、捜査機関の捜査及び本件刑事事件に対する影響はない。

ウ 小括

以上のとおり、本件文書は、本訴訟の争点に関する原告らの立証に必要不可欠であり、かつ、開示されることによる本件刑事事件の被告人の名誉、プライバシーの侵害等の弊害発生のおそれが一切ないことから、被告東京都がその提出を拒否することは、被告東京都の有する裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものであって許されない。

以 上

(別紙1)

1. 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第2条の2第2項第5号の2ハ（以下、「本件要件ハ」という。）の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、このうち「殺菌」の方法については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と示している。

このうち、物理的手法の部分に「（例えば、蒸気の使用）」との記載があるが、蒸気の使用はあくまで例示であり、その殺菌の方法を一つの手法に限定したものではなく、あらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれる。

2. 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、「殺菌」の対象は「微生物」となる。この「微生物」とは、貨物等省令第2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指している。

3. 本件要件ハには、御指摘の曝露防止構造を有するか否かについて規定されていないため、本件要件ハに該当するか否かの判断にあたっては、当該曝露防止構造を有するか否かは影響しない。

供述調書及び証拠書類一覧表

| 番号 | 標目 | 作成年月日 | 供述者又は作成者の氏名 |
|------|--|----------|-------------|
| 2555 | 捜査メモ複写報告書（平成30年2月8日付，経済産業省） | 令和3年7月1日 | |
| 2556 | 捜査メモ複写報告書（平成30年2月27日付，経済産業省） | 令和3年7月1日 | |
| 2557 | 捜査メモ複写報告書（平成29年10月31日付，CISTEC） | 令和3年7月1日 | |
| 2558 | 捜査メモ複写報告書（平成29年11月9日付，CISTEC） | 令和3年7月1日 | |
| 2559 | 捜査メモ複写報告書（平成30年1月30日付，CISTEC） | 令和3年7月1日 | |
| 2560 | 捜査メモ複写報告書（平成30年2月5日付，CISTEC） | 令和3年7月1日 | |
| 2561 | 捜査メモ複写報告書（平成29年12月14日付， XXXXXXXXXX ） | 令和3年7月1日 | |
| 2562 | 捜査メモ複写報告書（平成29年12月22日付， XXXXXXXXXX ） | 令和3年7月1日 | |